

提出された意見等の概要とこれに対する考え方

案 件 名：「環境の保全と創造に関する条例の一部改正（事業者に対する温室効果ガス排出抑制計画及び措置結果報告制度改正）骨子案」

意見募集期間：平成 17 年 12 月 28 日～平成 18 年 1 月 25 日

意見等の提出件数：16 件（10 人）

項目等	意見等の概要	件数	県の考え方（案）
制度改正 についての 骨子案 (1) 事業所の 対象範囲 拡大	温室効果ガス排出量の算定方法について、一部で電気の削減分について全電源評価ではなく火力原単位を使うという主張があるが、総排出量との関係があるので、全電源評価を採用すべきである。	1	[既に盛り込み済] 総排出量の算定にあたっては、全電源評価による換算係数を用いています。
	対象が改正省エネ法第 2 種事業所相当以上となっているが、エネルギー多量使用者以外から発生するその他の温室効果ガスも規制すべき。	1	[既に盛り込み済] 条例対象の基準は省エネ法に準拠していますが、計画・報告内容としては二酸化炭素以外の 5 ガス（メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄）の排出量削減も求めています。
	国以上に県で規制すると、規制の緩い県に企業が集まる。オールジャパンでの対応が必要。	1	[その他] 国として統一した規制がなされていますが、兵庫県の削減目標を達成するために、地域の特性に応じた取組として行うものです。
	工場・事業所と運輸事業者の報告内容は別に定めるべき。 報告については内容を県として把握しやすいものにするべき。	1	[既に盛り込み済] 事業の形態が異なるため、報告内容は別に定めます。
	県への報告内容等については、国の制度と整合することで効率化を図り、事業者の負担軽減を行ってほしい。	2	[既に盛り込み済] 計算方法等については、国の方法を参考にして、記入・計算しやすい様式にするよう配慮します。

(1) 運輸事業者への新たな義務づけ	緑ナンバーだがエンジンのついていないトレーラーは対象台数から除外してほしい。	1	[既に盛り込み済] エンジンなしのトレーラーは、除外しています。
	(トラックについての)台数制限は100台所有でよいと思う。	1	[既に盛り込み済] 骨子案のとおり100台とします。
	骨子案に同意するが、各事業所の取り組みを良く理解して進めていって頂きたい。	1	[既に盛り込み済] ご意見のとおり、指針の作成にあたり、事業者の意見を反映します。
	省エネ法(等)に運輸事業者を追加しなくても企業運営の面からコスト削減を実行していくことが省エネ法の考え方と合致する。	1	[その他] 自主的な取組の推進とあわせ、規制により最小限の対策を確保する必要があります。
	(トラックについて)排出を減らす車両の導入をもっと推進すべき。	1	[既に盛り込み済] 条例による取組においても、低公害車の導入を促すこととしています。
	トラック、バスよりも乗用車の方が登録台数をはるかに多い上に軽油よりもガソリンの方がCO2の排出量が多いので、乗用車はすべてハイブリッドにすべき。	1	[対応困難] 低公害車導入については、PRや支援を行っていますが、全てハイブリッド車にすることを条例で義務づけることは困難です。
その他	適正な運賃であれば環境対応は十分可能なので、適正運賃を確保できるよう政府として取り組んでほしい。	1	[その他] 今後とも皆様のご意見・ご提案を参考にしながら、地球温暖化防止対策に取り組むとともに、国に対しても必要な提案等を行います。
	国の方針として温室効果ガスを削減していくのなら、運輸業界に対してもっともっと援助して進めていくのが本来である。	1	
	ハイブリッド車の普及、ディーゼル乗用車の開発、バッテリーの開発、JR貨物の利便性向上、電気路面バス・小型コミューターの普及が必要である。	1	
	ガス車を順次導入しているが、ガス車は色々と課題も多い。	1	